

新しい被保険者証を郵送します

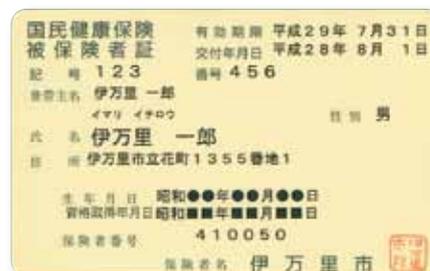
国民健康保険

被保険者証が届いたら

■内容を確かめてください

現在交付している『国民健康保険被保険者証』の有効期間が、7月31日で満了になります。8月から使用する新しい被保険者証を7月下旬までに世帯主に郵送します。手元に届いたら内容を確認し、記載内容に誤りがある場合は連絡してください。

※国民健康保険税の滞納がある世帯については、税務課窓口で納税相談後に交付します。



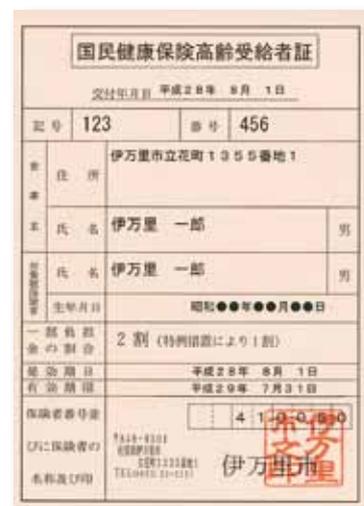
国民健康保険被保険者証
(黄色)

70~74歳には高齢受給者証を郵送

70～74歳の国民健康保険被保険者に交付している『国民健康保険高齢受給者証』の有効期間も、同じく7月31日で満了になります。該当する人には、高齢受給者証を同封します。この高齢受給者証には、所得などに応じて、自己負担額割合（1・2・3割のいずれか）が記載されています。病院や薬局などへ行くときは、国民健康保険被保険者証と一緒に提示してください。

■古い被保険者証・高齢受給者証の処分方法

これまでの古い被保険者証・高齢受給者証は、8月以降使用できません。第三者に悪用されないように、市役所または出張所に返却するか、はさみなどで必ず裁断し、燃えるごみとして処分してください。



国民健康保険高齢受給者証
(桃色)

入院時などの窓口負担を減らすために

入院など高額な治療を受けるときは、『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』の交付を受けましょう。認定証を医療機関に提示すると、窓口負担が、それぞれの世帯の所得などに応じた限度額までになり、住民税非課税世帯の人は食事代が減額されます。

●対象 国民健康保険被保険者で、70歳未満の人および70歳以上の住民税非課税世帯の人

※国保の住民税非課税世帯とは、世帯主および被保険者である世帯員全員が住民税非課税である世帯のことです。

※有効期限が7月31日となっていますので、認定を受けていた人も8月以降は新たに申請が必要です。申請した月の1日から適用となりますので、早めに手続きしてください。

※国民健康保険税を滞納している世帯には、認定証は交付できません。



注意してください!

国民健康保険と後期高齢者医療の保険証は、別々の封筒で届きます。国民健康保険の保険証は伊万里市が作成し、後期高齢者医療の保険証は佐賀県広域連合が作成します。それぞれ、発送の時期が異なります。

※紛失時の再発行は、市で行います。

●問合先 長寿社会課医療保険係

☎2153

7月下旬、皆さんに

後期高齢者医療

被保険者証が届いたら

■内容を確かめてください

現在交付している『後期高齢者医療被保険者証』（水色）の有効期間が、7月31日で満了になります。8月から使用する新しい被保険者証（桃色）を7月下旬までに皆さんに郵送します。手元に届いたら内容を確認し、記載内容に誤りがある場合は連絡してください。

※後期高齢者医療保険料の滞納がある人については、税務課窓口で納付相談後に交付します。

■古い被保険者証の処分方法

有効期間が満了した被保険者証は、8月以降使用できません。第三者に悪用されないように、市役所または出張所に返却するか、はさみなどで必ず裁断し、燃えるごみとして処分してください。

入院時などの窓口負担を減らすために

入院など高額な治療を受けるときは、事前に『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けましょう。認定証を医療機関に提示すると、医療費や食事代などが減額されます。

●対象 後期高齢医療被保険者で、世帯の全員が住民税非課税の世帯員
※すでに認定を受けている人には、保険証と一緒に新たな認定証を郵送しますので、更新の手続きは必要ありません。有効期間満了の認定証は、保険証と同じく適正に処分してください。



後期高齢者医療被保険者証
(桃色)

Q どんな人が後期高齢者医療の対象になるの？

A 75歳の誕生日をもって、それまで医療を受けていた国保や健康保険などから移行します。

この場合の手続きは不要です。

※65歳以上75歳未満の人で一定の障害がある人は、広域連合から認定を受けることで移行します。事前に長寿社会課に相談してください。

●問合先

▷長寿社会課医療保険係
(☎☎2153)

▷後期高齢者医療広域連合
(☎0952648476)

整骨院・接骨院の施術についてのアンケート調査にご協力ください

●問合先 長寿社会課医療保険係 (☎2153)

国民健康保険被保険者で柔道整復施術(整骨院・接骨院)を受けた人を対象に、アンケート調査を行います。

これは、国民健康保険に請求される柔道整復施術の療養費適正化への取り組みとして実施するものです。

■アンケート調査について

●調査対象

平成28年3月・4月に多部位負傷(負傷の部位が複数あること)の施術・長期継続の施術・頻回傾向にある施術を受けた人

●調査時期

7月中旬～8月下旬

●調査方法

市が委託した事業者が、対象者に調査表を郵送 ※内容を確認し、期限までに回答してください。 ※アンケート調査の回答内容は、本調査の目的以外には利用しません。

●委託業者

株式会社日本医事保険教育協会(福岡市中央区)

●調査に関する問合先

調査票に記載された電話番号(フリーダイヤル)をお願いします。

■柔道整復施術(整骨院・接骨院)の保険適用範囲

整骨院や接骨院では、健康保険で受けられる施術の範囲が定められています。

●健康保険証が『使える』施術

▽骨折・脱臼の施術で、医師の同意を得たもの

▽骨折・脱臼への応急処置

▽急性など外傷性の捻挫、打撲、肉離れ

●健康保険証が『使えない』施術

▽日常生活からくる疲労や肩凝り、腰痛、筋肉疲労

▽スポーツなどによる筋肉疲労

▽病氣(神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなど)からくる痛みや凝り

▽脳疾患後遺症などの慢性病

▽症状の改善がみられない長期の施術

▽労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷

▽保険医療機関(病院、診療所など)で治療中の負傷など

介護保険料(特別徴収)を『平準化』します

● 問合せ先 長寿社会課介護給付係 (☎☎2154)

介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)は、4・6・8月に『仮徴収』、10・12・2月に『本徴収』として納めていただいています。しかし、所得の変動などで仮徴収額と本徴収額が大きく異なる場合は、特別徴収額が年間を通じてできるだけ均等になるように、8月分の介護保険料の仮徴収額を変更します。

仮徴収・本徴収とは何ですか

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでは、前年度の保険料額をもとに仮に算定された金額で納めていただきます(金額は被保険者ごとにお知らせしています)。			確定した年間保険料額から仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を3回に分けて納めていただきます(金額は7月にお知らせします)。		

平準化とは何ですか

仮徴収額は、原則として前年度2月分の特別徴収額と同額になりますが、所得段階の変動などにより保険料段階が変わると、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。このままでは、1年間の保険料徴収額が仮徴収と本徴収で偏ったままになってしまいます。そのため、1年間を通じて保険料徴収額ができるだけ均等になるように、すでにお知らせしている8月の徴収額を変更することを『平準化』といいます。

● 例(平成28年度、年額92,880円の場合)

▷ 平準化しない場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月
17,500円	17,500円	17,500円	13,580円	13,400円	13,400円



▷ 平準化した場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月
17,500円	17,500円	11,200円	15,680円	15,500円	15,500円

※上記は例ですので、前年度の保険料段階や仮徴収額により、各徴収月の保険料額は異なります。
 ※7月中旬に平成28年度の介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書を郵送します。内容を確認してください。

65歳以上の人の介護保険料を減免します

● 問合せ先 長寿社会課介護給付係 (☎☎2154)

市では、65歳以上の人で介護保険料の納付が困難な人について、保険料を減免(軽減)します。

どんな人が減免されますか

介護保険料の保険料段階が第2段階または第3段階で、次の要件をすべて満たしていると認められる人は、保険料が第1段階の額(年額34,836円)に減免されます。

- ▷ 預貯金および有価証券の合計額が150万円以下の人
- ▷ 市民税が課税されている人と同一生計でなく、扶養されていない人
- ▷ 不動産などの資産を活用して、なお生活が困窮している人
- ▷ 本人および世帯員の前年の収入金額(遺族年金や障害年金などの非課税収入を含む)の合計額が100万円(世帯員1人につき40万円を加算する)以下の人

※65歳に達した日以降に、下記のような非自発的な理由で離職する介護保険の第1号被保険者については、減免の対象になる場合があります。

- ▷ 企業の倒産・解雇などによって再就職の準備をする時間的な余裕がなく離職を余儀なくされた人
- ▷ 派遣・契約社員など、期間に定めのある労働契約が更新されなかったことなどを理由として離職した人

手続きはどうするのですか

介護保険料の減免については、申請が必要です。7月末までに市役所で手続きをしてください。手続きをする際は、印鑑や医療保険証、年金などの収入を証する書類などを持参してください。詳しくは、上記へ問い合わせてください。

パブリックコメント(市民意見提出手続制度)

より多くの意見を参考にするため、パブリックコメントを実施します。意見をお寄せください。

①『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の見直し(案)について

市では、将来の農業のあるべき姿について、そのビジョンを描き、今後の農政を推進するための目標として、農業経営基盤強化促進法に基づき、『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』を策定しています。

今年3月に『佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針』の一部が見直されました。このことに伴い、同方針に則した形で営農類型などを見直す必要があり、基本構想の見直しを進めています。

②『第8期伊万里市分別収集計画』(案)の策定について

家庭や事業所などから排出される一般廃棄物のうち、ペットボトルや瓶、缶などの『容器包装ごみ』は多くの割合を占めています。

この容器包装ごみを分別収集し、ごみの減量化や3R(※)の推進を図るため、『第8期伊万里市分別収集計画』を策定します。今回策定する計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画となっています。



※3R(スリーアール)
REDUCE(リデュース・ごみの発生抑制)、REUSE(リユース・再使用)、RECYCLE(リサイクル・再生利用や再資源化)の3つの行動の頭文字を取った取り組みの総称。

パブリックコメント案内

◆意見提出をお願いする資料

- (1)『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の見直し(案)
- (2)『第8期伊万里市分別収集計画』(案)

◆意見募集期間

(1)、(2)のいずれも、
7月1日(金)～25日(月)

◆案の公表先・入手先

- ①情報広報課市民サービス係、または次の(1)と(2)
 - (1)農業振興課
 - (2)環境課
- ②各町公民館または市民図書館
- ③市ホームページ
<http://www.city.imari.saga.jp/>

◆意見の提出方法

意見は、住所・氏名(または団体名)を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

▷メール

- (1)nougousinkou@city.imari.lg.jp
- (2)kankyou@city.imari.lg.jp

▷郵便

- (1)〒848-8501
伊万里市立花町1355番地1
伊万里市役所 農業振興課
- (2)〒848-8501
伊万里市立花町1355番地1
伊万里市役所 環境課

▷直接持参

案の公表先①または②へ提出

▷ファックス

- (1)☎2474、(2)☎7650

◆問合せ先

- (1)農業振興課農政企画係 (☎☎2557)
- (2)環境課リサイクル推進係 (☎☎2145)

婚活・出産・子育てDVD貸し出し中

結婚を望む人や、妊娠、出産、子育てに役立ててもらいためのDVDを制作しました。これは、少子化対策強化事業として制作したもので、3部構成になっています。各町公民館で借りることができます。

●タイトル

『妊娠、出産、子ども・子育てに温かい社会の実現をめざして』

●内容

- ①出会って恋して結ばれて
- ②赤ちゃんがやってきた!
- ③子育てでまちを元気に!

●問合せ先

移住・定住・婚活応援課 婚活支援係 (☎☎2950)



↑今回制作したDVD

7月は『青少年の非行・被害防止全国強調月間』
『社会を明るくする運動強調月間』です

● 問合せ先 青少年センター (☎ ☎ 2658)

7月は、内閣府が主唱する『青少年の非行・被害防止全国強調月間』です。

国や県、市町、関係団体に地域の人たちを加えた有機的な連携のもとに、青少年の規範意識の醸成や青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るための運動・諸活動を展開し、青少年の非行・犯罪被害の防止と保護の徹底を図ることとされています。

皆さんも、夏休みを前に子どもを非行や犯罪被害から

守るために何が出来るかを考え、月間中の運動に協力をお願いします。

また、7月は、法務省が主唱する『社会を明るくする運動』『犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ』の強調月間でもあります。犯罪や非行をした人の立ち直りを支える活動や、犯罪や非行に陥らないように地域社会で支える活動が全国で展開されます。皆さんの協力を願います。

● 重点課題

- ① インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- ② 有害環境への適切な対応
- ③ 薬物乱用対策の推進
- ④ 不良行為及び初発型非行(犯罪)の防止
- ⑤ 再非行(再犯)の防止
- ⑥ いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- ⑦ 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止



『市民まちづくり推進会議』の
委員を募集します

～あなたの意見を聞かせてください～

市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、市が行うまちづくり施策について話し合う『伊万里市民まちづくり推進会議』の委員を募集します。

- 募集人数 2人程度
- ※応募者多数の場合は、書類審査により決定
- 応募資格 市内に在住し、まちづくりに関心がある18歳以上の人
- 活動内容 次のことについて話し合います。
▷市民団体が提案したまちづくり事業について
▷担い手育成のための研修事業について
▷その他市民参加および協働の推進について
- 任期 2年
- 会議開催 年3回程度
- 委員構成 公募市民や福祉団体、まちづくり団体の代表者など15人程度
- 応募方法 まちづくり課、各町公民館などに備え付けの応募用紙に記入し、提出してください。
※応募用紙は、市のホームページからもダウンロードできます。
- 募集期限 7月22日(金)
- 応募・問合せ先 まちづくり課まちづくり推進係 (☎ ☎ 2114)

減らそうごみ・生かそう資源

～ごみの減量化・資源化を推進しよう～

● 問合せ先 環境課リサイクル推進係 (☎ ☎ 2145)

使用済みのライター・スプレー缶は『ガス抜き』を

ライターやスプレー缶、カセットボンベなどにガスが残ったままごみとして出すと、ごみ収集車やごみ処理施設の火災事故の原因になります。ガス抜きなどの作業を適切に行ってから出してください。
※作業は必ず**野外**で、**風通しがよく、火の気がない場所**で行ってください。

■使い捨てライターは『燃えるごみ』として出してください

▷ガス抜きの方法

ライターの着火レバーを押した状態にして、輪ゴムやガムテープなどで固定して、半日から1日程度おいてください。着火操作をし、火が付かなければガス抜きの終了です。

■スプレー缶やカセットボンベは『燃えないごみ(黄色文字の袋)』として出してください

▷ガス抜きの方法

スプレー缶は、音がしなくなるまでスプレーボタンを押して中身を出し切ってください。カセットボンベは、キャップを外して逆様にし、先端を地面など硬いものに押しつけガス抜きしてください。製品にガス抜き方法の記載がある場合はそれにしてください。

▷穴あけについて

全国で穴あけ作業中の事故が発生しています。必ず中身を使い切り、中のガスを完全に抜いてから穴をあけてください。



中国大連市アカシア祭り伊万里市友好訪問団写真展

● 問合せ 国際戦略室 (☎ 7046)

塚部芳和市長を団長とする小・中学生12人、市民10人など総勢31人の訪問団が、5月20日から24日まで中国大連市を訪問しました。今回の訪問では、幅広い世代や分野でさまざまな交流を行いました。交流の様子を多くの人に見ていただき、大連市をより身近に感じていただくため、写真展を開催しています。

- 期 間 7月31日(日)まで
- 場 所 市民図書館展示室

【写真展示】

- 塚部市長への大連市名誉市民称号の授与式
- 大連市・李家街小学校との青少年交流
- アカシア祭りウォーキング大会
- 中日観光ハイレベルフォーラム

【記念品などの展示】

- 大連市名誉市民証書、記念品
- 中国や大連市に関する書籍 など



塚部芳和市長が 大連市名誉市民に

5月21日、中国大連市で、大連市名誉市民称号授与式が行われ、肖盛峰大連市長から塚部芳和市長に名誉市民称号が授与されました。

伊万里市と大連市は昭和62年に友好交流が始まって以来、経済や文化、農業、教育交流などさまざまな分野で交流を行ってきました。

平成14年に塚部市長が就任して以降も、研修生の受け入れや市民訪問団の派遣を行ったほか、自身もこれまでに13回大連市を訪問するなど、長きに渡り積極的な交流が続いています。

塚部市長は、「称号は個人ではなく市民全体で受けたもの。今後も交流を続け、将来に渡って両市の絆を深めていきたい。」と話しました。



↑ 肖大連市長から大連市名誉市民称号を授与された塚部市長(左)

市長雑感

伊万里市長 塚部芳和

野 球

私が子どものころの遊びといえば、空き地での野球でした。打ったボールが近所の家の敷地に入り込むものならヒクビクしながら探しに行きました。家主に見つかって怒られるのもしばしばで、見つからないようこっそりボールを拾っては野球を続けたものでした。

グロုပ်なんて高価でとても買えない時代。ボールの捕球は素手、使うバットは竹や雑木で作った自家製のマイバットです。

テレビはまだ普及していない時代。当時、プロ野球界のスター選手だった読売巨人軍の長嶋茂雄さんに誰もが憧れ、プロマイドを見てそのプレーを真似したものです。

そして何よりもラジオで野球の実況放送を聴くのが楽しみで、アナウンサーと野球解説者の小西得郎さんの独特のやり取りは今でも耳に残っています。

いよいよ7月。甲子園出場をめざし高校野球地方大会が開幕、熱戦が繰り広げられます。

市内からは伊万里商業高校が平成18年春の選抜大会に、伊万里農林高校が平成21年夏の選手権大会に出場しました。両校それぞれの甲子園出場決定時には市全体が一気にヒートアップし、大変な盛り上がりとなりました。

そして平成23年4月に伊万里市には、全国的にも珍しい市内の高校球児の甲子園出場を支持する部署「甲子園プロジェクト係」を設置しました。

野球以外の部活動をしている生徒やその保護者からは、なぜ野球だけなのかと問われることもあり、確かに指摘の通りだと思いますが、やはり、何といたっても甲子園で行われる高校野球は国民的行事です。

野球の知識が少ない人でも故郷の学校を応援し、甲子園出場を果たした学校の地元の人びとが一丸となって応援する姿は、まさにそれを物語っていると思うのです。

そろそろ市内から再び甲子園出場を勝ち取る学校が出てきて欲しいものです。

「たかが野球、されど野球」。